学校感染症と出席停止期間【学校保健安全法施行規則第18条】(2023.5.8 施行)

| 分類 | 感染症名 | 出席停止の期間 |
|-----|-------------------------|--------------------|
| 第1種 | エボラ出血熱.クリミア.コンゴ出血熱. | |
| | 痘瘡. 南米出血熱. ペスト. ラッサ熱. | |
| | マールブルグ病.急性灰白髄炎(ポリオ). | 治癒するまで |
| | ジフテリア.重症急性呼吸器症候群 | |
| | (SARS). 中東呼吸器症候群(MERS). | |
| | 特定鳥インフルエンザ(H5N1) | |
| 第2種 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した日を0日として5日が経過 |
| | | し、かつ、症状が軽快した後1日を経過 |
| | | するまで |
| | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを | 発症した日を0日として5日が経過 |
| | 除<) | し、かつ、解熱した後2日を経過するま |
| | | で |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日 |
| | | 間の適正な抗菌性物質製剤による治 |
| | | 療が終了するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現 |
| | | した後5日を経過し、かつ全身状態が |
| | | 良好になるまで |
| | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状消退後、2日を経過するまで |
| | 結核 | 症状により、医師が感染の恐れがない |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | と認めるまで |
| 第3種 | コレラ.細菌性赤痢.腸管出血性大腸菌感 | 症状により、医師が感染の恐れがない |
| | 染症.腸チフス.パラチフス.流行性角結膜 | と認めるまで |
| | 炎. 急性出血性角結膜炎. その他の感染 | |
| | 症(ウイルス性肝炎. マイコプラズマ肺炎. | |
| | 溶連菌感染症. 感染性胃腸炎など) | |

※新型コロナウイルス感染症の出席停止後 10 日間は、マスクの着用を推奨します。

- ①学校感染症と診断された場合は、上記の期間は出席停止となります。先ずは、学校に電話連絡をしてください。(徳島文理中高の電話番号は、088-626-1225)
- ②「学校感染症罹患証明書」をホームページでダウンロードまたは、保健室に取りに来て、 受診した病院で記入後、学校へ提出してください。